

## 「一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律」の施行に伴う中間法人法の廃止と 福井県臨床検査技師会の対応について

### 1. 中間法人法の廃止

公益法人制度改革関連法の一つとして成立した「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般社団・財団法人法」と略す)が平成 18 年 6 月 2 日に公布された。この法律は、公布日から 2 年 6 ヶ月を超えない範囲において政令で定める日から施行される。それに伴い、中間法人法は廃止され<sup>注)</sup>、既存の中間法人は一般社団・財団法人法に基づく一般社団法人に移行することになる。

<sup>注)</sup>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」より

一般社団・財団法人法に基づく一般社団法人は、準則主義によって設立される剰余金の分配を目的としない社団法人であって、公益的な活動だけでなく、社員に共通する利益を図るための活動その他の幅広い活動をすることが可能であり、その行い得る事業に格別の制限は設けられていないこと

中間法人法に基づく中間法人は、準則主義によって設立される剰余金の分配を目的としない社団法人であって、社員に共通する利益を図ることを目的とする法人であること

したがって、中間法人制度は、剰余金の分配を目的としない社団法人についてのより一般的な法人制度である一般社団法人制度に包摂される関係となること

### 2. 有限責任中間法人の変更

#### (1) 一般社団法人制度への移行

既存の有限責任中間法人については、一般社団・財団法人法の施行日に、何らの手続を要せず、当然に一般社団法人となり、原則として一般社団・財団法人法の適用を受けることになる。また、既存の有限責任中間法人の定款、社員、理事及び監事は、施行日に一般社団法人の定款、社員、理事及び監事となり、改めて定款を作成し直したり、理事及び監事を再任し直したりする必要はない。

#### (2) 名称の変更

(1)により一般社団法人となった有限責任中間法人は、施行日の属する事業年度が終了した後、最初に招集される定時社員総会の終結の時までに、その名称に「一般社団法人」という文字を使用する旨の定款の変更を行う必要がある、その旨の社員総会の決議を得なければならない。

#### (3) 登記

既存の有限責任中間法人の登記は、特段の登記申請を要せず、当然一般社団法人としての登記になる。ただし、前記(2)の名称の変更を行った場合には、その旨の登記申請をする必要がある、また、その時に役員変更の有無に関わらず、下表の左欄から右欄のとおりに役員の登記事項を改める必要がある。

有限責任中間法人の役員に関する登記事項	一般社団法人の役員に関する登記事項
1. 理事の氏名及び住所	1. 理事の氏名
2. 代表すべき理事の氏名	2. 代表理事の氏名及び住所
3. 監事の氏名及び住所	3. 監事の氏名

### 3. 公益社団法人と一般社団法人の違い

公益社団法人への移行は、本年12月1日から5年間をかけて始まる。現在、(社)日本臨床衛生検査技師会では公益社団法人化に向けて準備を進めているが、単位技師会も公益社団法人を目指して取り組んでほしいとしている。また、公益社団法人に向けての情報を伝えてはいるが、単位技師会の認可は都道府県の対応である為に一律には適用されないこともあるので、地方行政との情報交換を密にすることが重要である。

それでは、我々が公益社団法人の認定を受けようとする場合、どのような遵守事項と問題があるのだろうか？

公益的事業比率を50%以上にしなければならない。

公益的事業にかかる事業費や管理費の大幅な増加が必要となるのか？

研修会(共益事業)の規模を縮小しなければならないのか？

遊休財産額が一定額を超えないようにしなければならない。

預金の処分が必要となるのか？

理事などの報酬の支給基準を公表しなければならない。

財産目録などを備え置いて閲覧でき、行政庁へ提出しなければならない。

事務所を設置し、事務員の雇用が必要となるのか？

公益社団法人の認定を受ければ、その名称を独占的に使用でき、税金の面で減免されるメリットがある。収益がある団体にとっては税金の免除は大きいですが、当技師会のように収益がほとんどない団体は公益法人化することが良いのか疑問が残る。

一方、生涯教育として扱われている研修会などは、習得した知識・技術を患者さんに貢献できることで公益性があると言われている。しかし、公益事業の比率を高くする為に研修会などを一般公開にすると、専門分野の研修は扱いつらくなる。また、会員以外でも参加できるようになると、技師会に入会しない技師が出てくるのではないかと危惧される。さらに、認定後は監督措置(報告徴収、立入検査、勧告・命令、認定の取消し)があることも念頭に置かなければならない。

### 4. 福井県臨床検査技師会の対応

公益社団法人と言えば、社会的にも認められ開かれた団体であるというイメージは強い。しかし、前項の理由から本当に公益法人化すべきなのか疑問視される。また、この時期に当技師会が公益社団法人を取得するのは時間や経費などの面から現実的には無理である。それならば、将来公益社団法人を取得するようになった時に、他の技師会や諸団体の動向を見ながら考えればよいのではないだろうか。

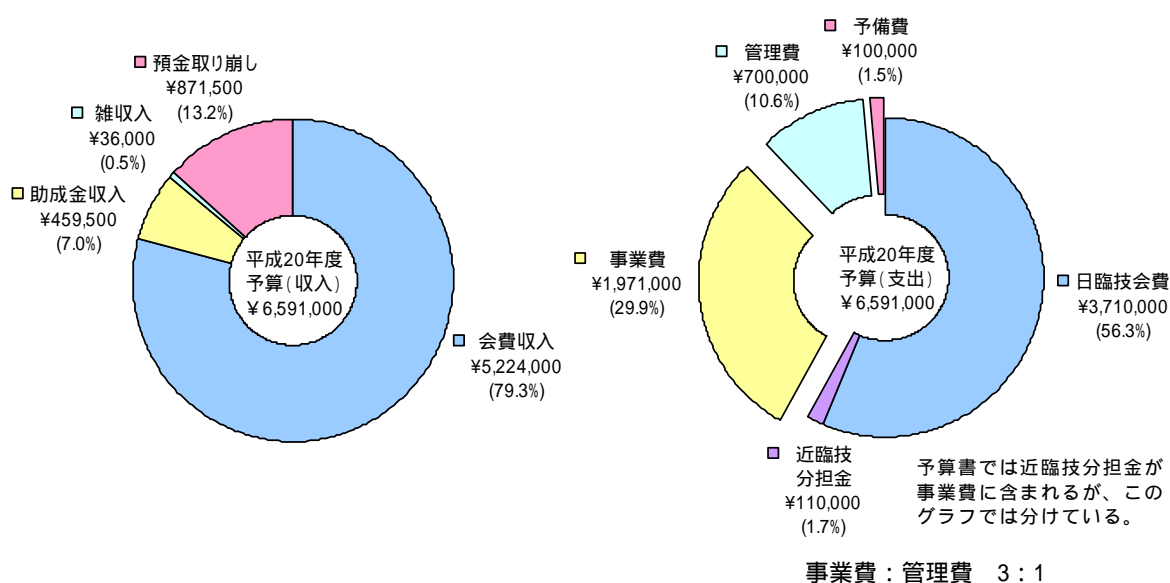
一般社団法人は、比較的自由的な立場で、非営利部門において可能な範囲で公益目的事業を含む種々の事業を実施していきたい法人が選択するのに向いている場合が多い。したがって、当技師会は一般社団法人に移行し、当面は共益事業に特化して活動を行った方が会員の為に有益と考える。

## 福井県臨床検査技師会・収支の現状と 会費の見直しに関する提案について

### 1. 収支の現状

現在、会員から徴収している福臨技の年会費は 3,000 円 / 人であるが、その中から 300 円が近畿臨床検査技師会への分担金として支出されているので、実質的には 2,700 円が収入となっている。これに(社)日本臨床衛生検査技師会からの事務処理助成金と生涯教育研修事業助成金の合計約 45 万円が収入となり、さらに企業から賛助費として約 40 万円の協力を得ている。

しかし、このような収入では管理費と事業費に 190 万円程度しか充てられない為、本年度は預金から約 87 万円を取り崩した(図 1)。



#### 福臨技で使用できる金額

$$6,591,000 \text{ 円} - (3,710,000 \text{ 円}^{*1} + 110,000 \text{ 円}^{*2}) = 2,771,000 \text{ 円}$$

\*1 日臨技年会費 10,000 円 / 人

\*2 近臨技分担金(事業費より支出) 300 円 / 人

図 1 平成 20 年度予算(収入・支出)の内訳

当技師会の年会費 3,000 円 / 人は、昭和 58 年(1983)以降 25 年間変更されていない。それ以前の年会費は 1,500 円 / 人、日臨技は 7,000 円 / 人であった。また、近畿地区 7 府県の年会費を調査した結果、5,000 円が 5 府県、3,000 円が 2 県(福井県を含む)であった。

## 2. 会費見直しの理由

最近、研修会・講演会・学会などの生涯教育活動やチーム医療活動が充実し、参加者が多くなってきた。また、日臨技・データ標準化事業と、これに連動した福臨技・臨床検査精度管理事業(コントロールサーベイ)が活発に行われており、以前に比べて多くの活動費が必要となってきた。

しかし、前述のとおり事業予算が少ない為に、それぞれの活動に見合った十分な費用の配分ができていない。特に、研修会資料の作成費、講師謝礼、交通費、備品購入費、案内状や試料の発送費などが不足している。今後は、研修会で借りている会場も有料になると思われるので、その対策も必要となる。広報活動では、会誌の発行やホームページの運営の予算を切り詰めている。さらに、管理費では、組織を維持・運営する為の最低ラインで予算を組んでおり、事務所(文書などの保管、会議場所)の確保が出来ないといった不都合が生じている。

そこで、今後の収入見込みを検討したところ、会員数が380~400人の範囲で推移すると予想され、会費収入の大幅な増加は見込まれない(図2)。また、諸情勢が厳しくなる中、企業からの賛助費の増加も望めなくなると思われる。

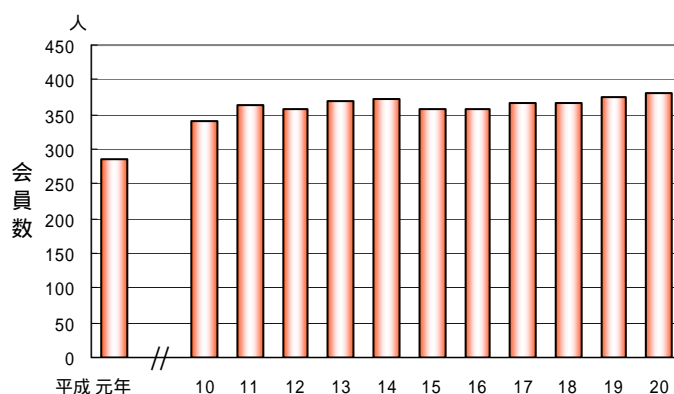


図2 福臨技・会員数の推移

このような状況の下、あらゆる面で経費削減に努めているが、特別の場合を除いて収入の不足分を預金の取り崩しに頼るのは健全では無いと考える。しかし、現状では平成19年度の定期総会において、事業を遂行する為に積立金の取り崩しをお願いせざるを得なかった。なお、この件に関する質疑応答において、平成21年度に会費値上げを行うことを視野に入れて検討していくとなった。

## 3. 会費の値上げ額

以上の理由から、活動費の不足分を補うことができるように、2,000円を増額して5,000円/人とさせていただきます(注)。なお、この変更は平成21年度からとし、来年21年1月に発送する会費徴収の案内に間に合うように、臨時総会において会員の承認をお願いしたい。

注)これにより2,000円×380人=760,000円の増額となるが、平成20年度の預金取り崩し額に当たる871,500円には及ばない。そこで、平成20年度に引き続き21年度までの2年間に限り、日臨技・データ標準化事業に300,000円/年を預金から充てたい。なお、この件に関しては平成19年度の定期総会において説明がなされ、了承を得ている。